

施設等利用費交付申請書兼請求書

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求します。指定する振込先口座に振り込んで下さい。

なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 申請者と認定子どもが、狭山市内に居住していることを狭山市が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを狭山市が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を狭山市が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を狭山市が確認すること。

消せるボールペン・修正テープは使用しないで下さい。

1. 施設等利用給付認定保護者(申請者)

氏名	現住所
----	-----

※申請者は認定保護者にして下さい。

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい。)

氏名	生年月日
----	------

3. 振込先(原則、認定保護者名義の口座にして下さい。)

金融機関名	預金種目	口座番号	口座名義(カタカナ)

口座の変更を希望する場合には、下記にご記入ください。

金融機関	銀行・信用金庫	支店	預金種目	普通
	農協・信用組合	出張所	口座番号(左詰め)	
	ゆうちょ銀行	店番	口座名義(カタカナ)	

職員記入欄	※記号とゆうちょ振込支店名が違う場合のみ記入
-------	------------------------

上記の口座を、今後同一の振込先とすることに同意します。

施設等利用費の支給事務に必要なと認められる場合に、口座情報を利用施設に提供することに同意します。

4. 施設等利用費の償還払い請求の内訳

利用年月	在籍園の預かり保育事業				認可外保育施設等に支払った利用料(無償化対象)(d)※1※2	月額上限額(e)	請求額(「c+d」かeの低い方を記入)
	利用料(無償化対象)(a)※1	利用日数	対象額(b)(450×利用日数)	aとbの金額の低い方を記入(c)			
①令和 年 月	円	日	円	円	円	円	円
②令和 年 月	円	日	円	円	円	円	円
③令和 年 月	円	日	円	円	円	円	円

※1 「特定子ども・子育て支援の提供に係る証明書」を添付して下さい。

※2 「認可外保育施設等に支払った利用料」は、預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満又は年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満の場合のみ記入が可能です。

5. 利用した園又は施設名(4の太枠で記入した年月で利用した園又は施設を記入して下さい。)

施設名①	施設名②
施設名③	施設名④

狭山市記入欄(ここより下には記入しないで下さい。)*申請情報と異なる場合記入

金融機関	普通・当座	口座番号	名義
支給額計	円 ①支給額	円 ②支給額	円 ③支給額

【添付する資料】

利用した施設・事業	この請求書に添付する書類
認可外保育施設	施設からの領収書、特定子ども・子育て支援提供証明書
一時預かり事業	施設からの領収書、特定子ども・子育て支援提供証明書
病児保育事業	施設からの領収書、特定子ども・子育て支援提供証明書
ファミリー・サポート・センター事業	活動報告書 狭山市ファミリー・サポート・センター利用料助成登録を受けている方は、 「狭山市ファミリー・サポート・センター利用料助成金交付申請書兼請求書」 ※施設等利用費請求額は助成金の交付予定額を除いた額となります。

【月額上限額について】

- ① 月額上限額は、施設等利用給付
第2号認定の場合は月額37,000円、
第3号認定の場合は月額42,000円です。

途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次の通りとなります。

- ◆ 途中で認定期間が終了する場合、または別の市町村へ転出する場合の限度額
 $37,000(42,000)円 \times 転出日までの日数 \div その月の日数$
- ◆ 途中で認定期間が開始される場合、または別の市町村から転入した場合の限度額
 $37,000(42,000)円 \times 狭山市での認定日からの日数 \div その月の日数$

- ② 幼稚園に在籍している場合、在籍幼稚園の預かり保育事業が、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数8時間未満又は年間開所日数200日未満の場合に限り、認可外保育施設等の利用料が追加で無償化の対象となります。その場合、月額上限額は預かり保育事業と認可外保育施設等の利用料を合わせて**11,300円**となります。

※対象となる幼稚園は狭山市公式ホームページで確認できます。

<https://www.city.sayama.saitama.jp/kosodate/homecia/azukeru/youjihoikumusyouka/12.html>

【お支払日について】

四半期ごとの支払いとなります。

利用月	請求書提出期限	支払日
4月～6月分	7月15日	8月10日
7月～9月分	10月15日	11月10日
10月～12月分	1月15日	2月10日
1月～3月分	4月15日	5月10日

※ 土日、祝日の場合は前営業日が請求書提出期限及び支払日になります。

※ 提出が遅れた場合は次回の支払いにて処理いたします。

※ 利用月から2年間請求がない場合、時効となりお支払いはできません。